

一般名処方加算に関する掲示

厚生労働省の方針に従い当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

それに伴い後発医薬品のある医薬品について、特定の商品名ではなく、有効成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。

また一般名処方により、院外調剤薬局にて先発品、後発品を患者様が自由に選択いただけますが、後発品との差額の一部を患者様が負担する仕組み（長期収載品の選定療養）が導入されています。

※一般名処方とは？

- ・処方箋に「商品名」ではなく「有効成分の名前＝一般名」を記載して処方することを「一般名処方」といいます。
- ・厚生労働省が示している記載方法に準じて【般】＋「一般名」＋「剤形」＋「含量」で記載されます。

※長期収載品の選定療養とは？

令和6年10月より後発医薬品があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金（選定療養）として、先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の一部（4分の1相当）が自己負担となりました。